

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成26年度 9月11日（木） 18：34～18：56
- 2 場所 永田町合同庁舎 7階特別会議室
- 3 出席
＜WG委員＞
座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
＜提案者＞
沼畑 俊吉 沼畑総合ファーム
岩間 正雄 なんぶ農援株式会社
＜事務局＞
富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 移動型小規模加工施設（果実ジュース）製造にかかる特区の提案について
 - 3 閉会
-

○宇野参事官 それでは、少しお待たせいたしました。ワーキンググループのヒアリングを開始したいと思います。

沼畑様となんぶ農援株式会社の岩間様に御出席いただいております。移動型小規模加工施設製造に係る特区の提案ということで、御説明いただきたいと思います。

全体で19時までという予定でございますので、大体18時45分ぐらいまでの10分間程度で御説明をいただいて、質疑応答に移りたいと思います。

なお、本会議は公開を前提にしておりますので、そこら辺はいかがでしょうか。

○沼畑氏 済みません、一部非公開をお願いします。

○八田座長 よろしくをお願いします。

本当にお越しくださってありがとうございます。早速御説明をお願いいたします。

○沼畑氏 自己紹介も少し交えながら、自分たちの提案をこれからしたいと思います。

青森県南部町から来ました、沼畑俊吉と申します。自分は農家の長男で、10年間東京のほうで大学とサラリーマン生活を経て、今、41歳で就農13年目の農家です。

ただ、自分みたいな若い農家がなかなか少ないというので、岩間君も、岩間君は農家ではないのですけれども、ちょっと町のほうで頑張って農家を盛り上げようとしている一人です。

○岩間氏 私のほうは農産物の食品加工業をしております。3年前からしております、今回の製造のほうにも、新しいものを作りたいということで提案させていただきます。

○沼畑氏 資料のほうをめくりながら、ご説明いたします。ちょっと今回の特区とは直接は関係ないのですけれども、やはりうちの町も農業の町で、自分も農家の長男で、非常に農業に閉塞感がある。その中で、若い農家とさまざま飲む機会があったり、勉強会をする機会があったりする中で、どうにかして農業の町を何とかしたいという思いから、こういうコンセプトづくりをして、きょうはこれが中心ではないので、めくる程度なのですけれども、こういう若い農家が南部町にはいますよということを心にとめていただきたいと思います。

タイトルは「南部町から新たな加工産業を」ということです。

町の背景として、農業の盛んな町。青森といえばリンゴしかないのではないと言われるのですけれども、青森県南部町はパイナップル、ミカン、バナナ以外のフルーツの生産が大変盛んな産地です。

日本で唯一町営の市場があるとか、あとは農協の流通の加工センターがあるとか、そういう果物の流通の拠点となっております。

もちろん、農産物直売所も町内だけで6店舗、かなりの販売額もあるのですけれども、20年ぐらいの歴史がある直売所が乱立しているところです。

もう一つ、町の特徴として、グリーンツーリズムがすごく盛んで、20年来、サクランボの観光農家が始めたのですが、農家民泊、修学旅行生を主に受け入れる体制が町には整っています。ピーク時で2400人ぐらいの修学旅行生を受け入れた実績もあります。

もう一つ、農家なのですけれども、やはり果樹栽培に果敢にチャレンジする農家が多くて、全国に先駆けた品種を生産する農家が多いです。

もう一つ、名久井農業高校という高校も、しっかりと地域に根差した農業とマッチした活動をしています。

そういう中で、町の背景を考えていて、あるコーディネーターの方とお話をしていた中で、先ほどの移動型小規模加工施設のお話をいただきました。当初は若い農家10名ぐらいいて、夢の加工施設をつくりたいということで、ほかにないものが南部町から発信できたらいいねというわくわくした思いで若い農家でいろいろ勉強会を開いてやってきました。

「移動型小規模加工施設」について、これも時間がないので、まず特長が、果実をその場でジュースパックにできる。洗浄から包装まで1つのラインのユニットで製造できますよということです。

もう一つは、さらにコンパクトということで、サイズが2トン車のロングにおさまるような加工施設設備のお話をいただきました。

もう一つ、シャープさんの看板であるプラズマクラスターという技術を導入する。

その次のページにコンパクトシステムの適用例という図があると思うのですが、先ほど言ったように洗浄から充填、梱包までが1つのユニットとしておさまるという意味で、非常に国内ではなかなか見られないような製造施設の提案となっております。

ちょっとまた元の資料に戻るのですが、そういう加工施設の提案をいただいて、町の現状を見ると、直売所にはこういうリンゴジュースなのですが、これは見たことはございますか。このサイズで家庭でというのはなかなかないと思うのですが、「1リットル350円」と書きましたが、これは600円ぐらいするものなのですが、農家でつくったものは350円でしか売られていない。

そして瓶であると。これだとやはり都内の人が青森に来て、お土産で、なかなか1泊旅行で持ち帰れない。

ラベルも、これはねぶたのラベルなのですが、農家のつくった農家ごとで違わないし、加工所のラベルがある。

実際、350円なので、リンゴの価格はほとんど乗せられていない状況です。

以上のような点から、なかなか売れない。でも、飲んでみると非常においしいという現状が、ジュースに限っていうとあります。

ジュースを加工する施設の課題に目を向けたときに、大規模加工施設でも小規模加工施設もそうなのですが、さまざまな350ミリリットルとか、720ミリリットルに対応できた工場は青森県内になかなかないです。

大規模なので小ロットにはもちろん対応できないので、最後に各トレーサビリティ、農家単位の顔の見えるジュースというのは大規模だとできない。

そういう大規模工場が年間を通じて稼働しているかという、やはり稼働していないのです。夏場はすごくお金をかけた加工施設があいています。

パッケージがださいといったのは、先ほど申し述べたとおりです。

これから加工施設を実際に岩間と2人で何とかして、いろいろな方の力をかりてつくりたいという夢に向かっているのですが、やはり大きな課題があります。それはまだまだ自分たち2人で動いているということも主体はあります。それをどうやって町とか行政とか、今も情報共有は完全にしているのですが、うまい具合に観光とかに交えながら運用主体をつくっていけないか。

あとは補助金の問題ですが、2人とも6次化を取って、こういう施設に対して補助金などを探してもらいたいという問い合わせをしたところ、移動式ということで、移動式に適用できる補助金はありませんという回答をいただきました。

もう一つ、保健所に問い合わせたところ、これは具体的な提案書にもあるのですが、自動車移動型による食品の移動営業に関する取扱要領の営業許可などに、清涼飲料水の製造業が入っていないということと、もう一つ、清涼飲料水の製造業の施設基準が都道府県で異なるという課題が見つかりました。

現状、一農家と一加工業者でここまでやってきて、これだけの資料しかなくて大変恐縮なのですけれども、何とかして南部町から農業を盛り上げていきたいという思いがあります。

この加工施設をつくった場合に、最後のページにあるのですけれども、この施設はコンパクトで移動可能だということで、畑の軒先にまで行って加工ができたり、イベントなどに行って、町の果物のPRをしながら加工という形をとることで、新たな加工の産業が生まれるのではないかという展望を持っています。

もう一つは、農家の顔が見える果物輸出ができるのではないかと考えています。

最後に、南部町から全国的な6次産業の活性化につなげたいという結びで、自分のほうからは終わりたいと思います。

○八田座長 ありがとうございます。

幾つかお話があったうち、1つわからなかったのが、移動型で清涼飲料水を売ることにについてはそもそも食品衛生法で認められていないというのがありましたね。それが1つ。

それから、もう一つは、移動型で清涼飲料水をつくるのが認められていないということですか。要するに、製造することが認められていない。

○岩間氏 自動車に乗せて営業とか販売をすることが認められている。その中に清涼飲料水の製造業というのが入っていない。

○八田座長 販売をすることと製造とはちょっと別ですね。製造は機械でやって、販売はいつもそこでやればいい。禁止されているのはどちらなのですか。

○岩間氏 製造です。

○八田座長 製造のほうは禁止されている。移動しながら製造してもいいよというのはどんな食品が。

○岩間氏 食肉販売とか乳類販売業、飲食店営業とか菓子製造業。

○八田座長 それは移動してもいいと。何か特別な理由があるのでしょうかね。

○岩間氏 それは保健所さんに確認してもちょっとわからない。ただ単に入っていないから。

○原委員 屋台で伝統的に売っているものがオーケーになっているのではないですか。屋台というか、車で売るもの。

○八田座長 そういうことなのでしょうね。

○岩間氏 あと、移動しながら果実の生ジュースがあるのは見たことがあるとは思いますが、あれも基本的にはだめらしくて。

○八田座長 では、これは理屈を聞いてみるということですね。

○八田座長

最後に、都道府県によって何かが異なるとおっしゃったのですが、どっちみち今のところでは移動で製造できないのなら、都道府県で異なりようがないのではないかと思ったの

ですが。

○岩間氏 都道府県の食品衛生法で施設基準というのがありまして、都道府県ごとに分かれていて、青森県で施設基準を取ったとしても、東京に来て移動してきて製造することができない。

○八田座長 ということは、移動が食品衛生法で認められたとしても、次に施設基準というものがある。それをクリアしているかどうかというのが難しい。

○岩間氏 都道府県ごとに取らないといけないので。

○八田座長 都道府県ごとに取らなくてはいけないというその理由というのは、先ほど言ったように、収穫時期が異なるから、そのたびに地方を動かしていくと経済的に利用できると。

○岩間氏 それもあります。

○沼畑氏 都内などのイベントに来て、町をPRしながら売りたい。

○八田座長 そうすると、移動型の施設を管理するのはおたくの会社が管理して、いろいろなところを回っていきたい。そうすると、まさに特区というよりは、そちらのほうのお世話もしますけれども、規制改革マターですね。少なくともここに関しては一定の地区の話ではないですね。それがある。

よくわかりました。私はその2つなわけです。

ちなみに、アメリカではこんな小さいのではないですよ。大きいのはみんなプラスチックの入れ物で売って、どこのスーパーマーケットにも山ほどあって、奥さんたちはみんな車に持って帰って、アップルサイダーで家でもがぶがぶ飲むわけです。

それは移動してやっていないと思いますけれども、そういうのも本当は潜在的には可能はずですね。その場合には、6次産業については地区でやるというよりはリンゴをどこかに出荷して、大量に工場で作るということなのでしょうけれどもね。この場合はもちろん特産ですから。

あとほかにないですか。

ほかに事務局からは何か御質問ありますか。

○宇野参事官 ちょっと確認なのですが、先ほどの移動の製造できないというのは、国の法律の規制なのか、それとも都道府県ごとに定めている要綱みたいな規制なのか、そこら辺のレベル感がわかったら教えてもらえますか。

○沼畑氏 食品衛生法というのは国である程度定めて、都道府県知事に移管して、都道府県知事の許認可みたいなもので、都道府県ごとにつくってあるという、自分たちもざっくりとしか勉強していないので、そこを今回の特区申請を機にもうちょっと、保険所に聞いてもわからないし、行政に聞いてもわからないことがあるというので、今回、恥をさらしてでも皆さんに力をかりて、その辺整理をしていただきたいなど。

○八田座長 2つの県が協定を結んで、片一方の施設基準でオーケーならばもう一つのほうもオーケーしましょうという協定を結んだところがふえればいいという感じですね。

問題が制度にあることがよくわかりました。
どうもありがとうございました。